

金沢都市計画土地区画整理事業の決定（金沢市決定）

都市計画金沢市南新保土地区画整理事業を次のように決定する。

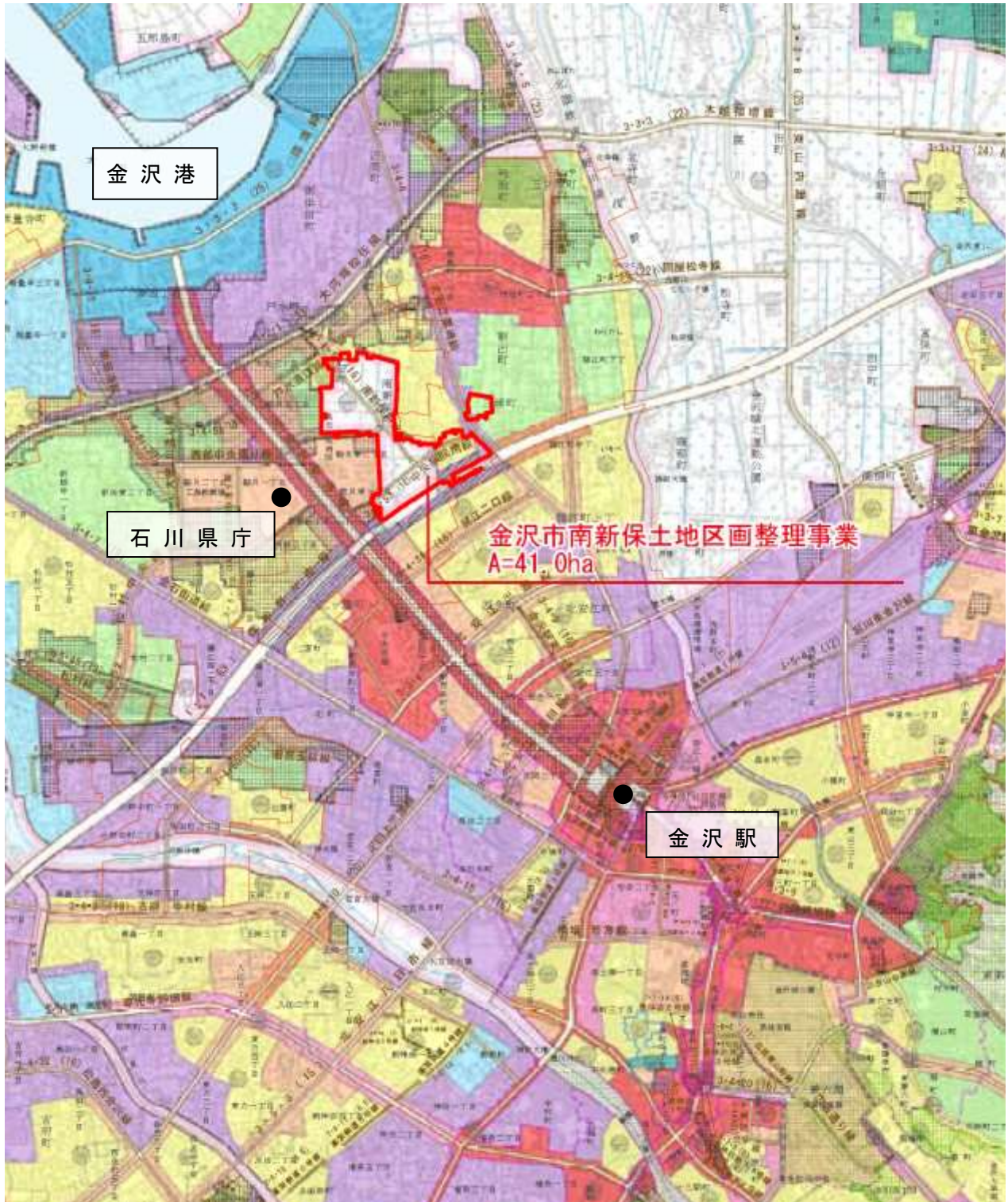
名 称	金沢市南新保土地区画整理事業	
面 積	約41.0ha	
公共施設の配置	道 路	施行区域を縦断する（都）南新保戸水線（幅員16m）及び（都）西部中央通り線（幅員20m）、（都）中央病院南線（幅員16m）を中心に、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員6～11.5mの区画道路を配置する。
	公 園 及 び 緑 地	公園は地区面積の3%以上（A＝約12,310㎡）を確保し、街区公園6箇所を適正に配置する。
	そ の 他 の 公 共 施 設	宅地及び道路の計画に沿った水路の整備を図る。 石川県の雨水排水基準に基づき、雨水調整池の整備を図る。
宅 地 の 整 備	街区の規模は30m×100m程度を標準とする。 施行区域周辺の土地利用との整合を図りつつ、施行区域を縦断する（都）南新保戸水線や（都）西部中央通り線、（都）中央病院南線を中心に、医療・福祉関連施設や沿道サービス施設を配置するとともに、既存集落周辺に最小限の住宅地を配置する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

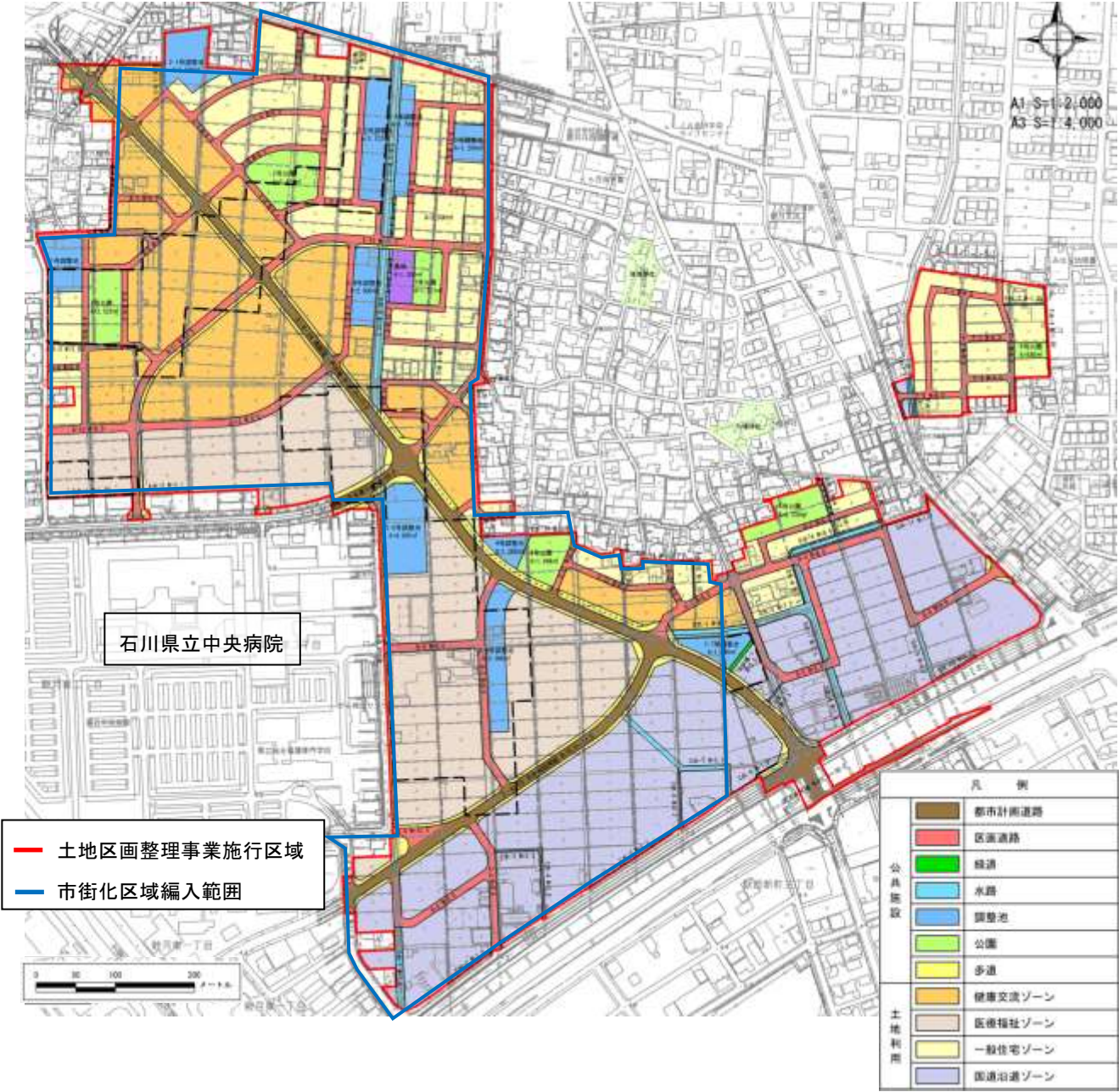
理 由

周辺には石川県庁や石川県立中央病院、金沢駅西合同庁舎など多くの公共施設が整備されており、北陸自動車道や国道8号、金沢外環状道路海側幹線などの広域交通網からのアクセスの良さを活かし、計画的なまちづくりを進めるため土地区画整理事業を施行し、良好な市街地の形成を図る。

位置図
土地区画整理事業の決定
(金沢市南新保土地区画整理事業)



計 画 図
土地区画整理事業の決定
(金沢市南新保土地区画整理事業)



名称：金沢市南新保土地区画整理事業
面積：A=41.0ha